

## 3 – 6. 税金に関する手続き

### (1) 所有している土地・家屋がある場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼相続人代表者の届出</b> 亡くなられた方が所有されていた土地・家屋がある場合に亡くなられた方の固定資産税に関する書類を受領する相続人代表者をご指定いただく手続きです。詳細は、お問合せいただくか、府中市ホームページをご覧ください。	相続人
	問合せ先
	資産税課償却資産係(042-335-4443) E-mail:sisanzei01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

登記された土地・家屋を相続した場合は、不動産の所在地を管轄する法務局(登記所)での手続きが必要です。

・相続した土地・家屋が府中市内の場合・・・東京法務局府中支局(042-335-4753)

### (2) 所有している未登記の家屋がある場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼未登記家屋所有者の変更</b> 亡くなられた方が所有されていた未登記の家屋がある場合に必要となる手続きです。資料の提出が必要となる場合があるため、詳細はお問合せいただくか、府中市ホームページをご覧ください。なお、該当の未登記家屋を新たに登記する場合、手続きは不要です。	相続人
	問合せ先
	資産税課家屋係(042-335-4446) E-mail:sisanzei01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

### (3) 亡くなれた方に一定以上の所得がある場合(市民税・都民税の課税がある等)

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼相続人代表者の届出</b> 市民税・都民税は、賦課期日(1月1日)現在、府中市に住所があり、前年中の所得金額が一定以上ある方に課税されます。課税になった方には、納税通知書を6月に送付しています。そのため、賦課期日(1月1日)の翌日から納税通知書が送付されるまでの間に納税義務者の方が亡くなられた場合には、相続人へ納税通知書を送付することになりますので、納税通知書等の書類を受け取る代表者を決めていただき、「相続人代表者届出書」に必要事項を記入の上、市民税課へ提出してください。 詳細は、市民税課までお問合せください。 ※郵送でも手続き可能です。	相続人
	問合せ先
	市民税課普通徴収係(042-335-4441) E-mail:siminzei01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

## (4) 亡くなられた後に税額が変更される方の場合(確定申告等により税額が変更になる場合)

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼相続人代表者の届出</b> 納稅通知書が送付された後に納稅義務者が亡くなられた場合でも、確定申告等により税額が変更になるときは、税額変更通知等の書類を受け取る代表者の届出が必要になります。 詳細は、市民税課までお問合せください。 ※郵送でも手続き可能です。	相続人
	問合せ先
	市民税課普通徵収係(042-335-4441) E-mail:siminzei01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

## (5) 市民税・都民税が給与から差し引かれている場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼相続人代表者の届出</b> 市民税・都民税が給与から差し引かれていた(特別徵収)方が亡くなられた場合、差し引かれていない残りの税額については、個人で納付する方法(普通徵収)へ切り替わり、相続人の方に収めていただくことになりますので、「相続人代表者届出書」を市民税課へ提出してください。 詳細は、市民税課までお問合せください。 ※郵送でも手続き可能です。	相続人
	問合せ先
	市民税課普通徵収係(042-335-4441) E-mail:siminzei01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

## (6) 相続放棄をされた場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼相続放棄申述受理通知書の写し等の提出</b> 納稅義務者が亡くなられた後、相続人全員が相続放棄し、相続人がいない場合は、その納稅義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。 詳細は、市民税課までお問合せください。	相続人
	問合せ先
	市民税課普通徵収係(042-335-4441) E-mail:siminzei01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

## (7) 所有している原動機付自転車・小型特殊自動車がある場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼名義変更又は廃車の手続き</b> 府中市ナンバーが付いた故人所有の原動機付自転車・小型特殊自動車について、相続人等への名義変更又は廃車を行う手続きです。 <input type="checkbox"/> 標識(ナンバープレート) <input type="checkbox"/> 標識交付証明書(ない場合は不要) <input type="checkbox"/> 身分証明書(運転免許証等) <input type="checkbox"/> 被相続人との関係を証明する戸籍 相続人以外の方が譲り受けた場合や廃車の手続きを行う場合は、次の書類も必要になります。 <input type="checkbox"/> 相続人からの委任状 <input type="checkbox"/> 相続人からの譲渡証明書(相続人から譲り受けた場合)	相続人、相続人からの譲受人
	問合せ先・手続き先
	【問合せ先】 市民税課諸税係(042-335-4440) E-mail: siminzei01@city.fuchu.tokyo.jp 【手続き先】 総合窓口課窓口第2係
	期限 故人所有の原動機付自転車・小型特殊自動車の相続等が確定後速やかに ※毎年4月1日現在の所有者に軽自動車税(種別割)が課税されるため、3月31日までに手続きを完了していただきますよう、お願いします。

次の車両を所有していた場合は、それぞれの取扱窓口でお手続きください。

- ・軽自動車…軽自動車検査協会 東京主管事務所 多摩支所(050-3816-3104)
- ・排気量 125cc を超えるバイク…東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所(050-5540-2033)

## (8) 市税・国民健康保険税等が口座引き落としになっている場合

手続き・必要なもの	届出人
市税・国民健康保険税の振替口座名義人が亡くなられた場合に届出が必要になります。 詳細は、納税課までお問合せください。	親族、相続人
	問合せ先
	納税課納税推進係(042-335-4449) E-mail:nouzei01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限 速やかに

MEMO

### 3-7. 子育てに関する手続き

児童手当及び子供医療証については、オンラインでのお手続きが可能です。児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成については、窓口でのお手続きとなります。詳細については、市HPまたは子育て応援課コールセンターへお問合わせください。

#### (1)ひとり親世帯となった場合

父または母が亡くなったことにより、ひとり親世帯となった場合、または対象児童を監護する養育者となった場合は、児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成を受けることができます。ただし、世帯の所得や年金受給状況等により、該当にならない場合があります。

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼児童扶養手当認定請求・児童育成手当認定申請・ひとり親家庭等医療費助成交付申込</b> <input type="checkbox"/> 児童扶養手当認定請求書・児童育成手当認定申請書・ひとり親家庭等医療費助成交付申込書 <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等) <input type="checkbox"/> 申請者と対象児童の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 申請者・対象児童・扶養義務者分のマイナンバー <input type="checkbox"/> 申請者名義の振込先口座が分かるもの(通帳やキャッシュカードの写し等) <input type="checkbox"/> 申請者・対象児童の健康保険証 <input type="checkbox"/> 対象児童の子ども医療証 <input type="checkbox"/> 年金証書等、年金額が分かるもの(年金受給中の場合)	申請者本人
	問合せ先
	子育て応援課コールセンター(0570-08-8105)

#### (2)児童手当受給者の場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼未支払児童手当請求</b> <input type="checkbox"/> 未支払児童手当請求書 <input type="checkbox"/> 児童手当対象児童名義の振込先口座が分かるもの(通帳やキャッシュカードの写し等) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等) <b>▼児童手当認定申請</b> <input type="checkbox"/> 児童手当認定申請書 <input type="checkbox"/> 申請者のマイナンバーカード <input type="checkbox"/> 申請者の健康保険証 <input type="checkbox"/> 申請者名義の振込先口座が分かるもの(通帳やキャッシュカードの写し等) <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	<b>未支払児童手当請求</b> 対象児童 ※申請は受給者の配偶者や児童の養育者 <b>児童手当認定申請</b> 配偶者または児童の養育者
	問合せ先
	子育て応援課コールセンター(0570-08-8105)
	期限
	死亡した翌日から15日以内

### (3)児童手当受給者の配偶者の場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼児童手当諸変更届</b>	受給者
<input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	問合せ先 子育て応援課コールセンター (0570-08-8105)
	期限 速やかに

### (4)児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成の受給者の場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼未支払児童扶養手当・児童育成手当請求</b>	親族・養育者
<input type="checkbox"/> 未支払児童扶養手当・児童育成手当請求書	問合せ先 子育て応援課コールセンター (0570-08-8105)
<input type="checkbox"/> 年長児童名義の振込先口座が分かるもの(通帳やキャッシュカードの写し等)	期限 死亡した翌日から15日以内
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	
<b>▼児童扶養手当資格喪失届</b>	
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	
<b>▼児童育成手当受給事由消滅届</b>	
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	
<b>▼ひとり親家庭等医療費助成消滅届</b>	
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証	
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	
※対象児童を養育することになった場合は、養育者が児童扶養手当認定請求書・児童育成手当認定申請書・ひとり親家庭等医療費助成交付申込書を提出してください。 (21ページ「(1)ひとり親世帯となった場合」を参照)。	

## (5)児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成の受給者の配偶者や扶養義務者の場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼児童扶養手当諸変更届</b> <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	受給者
<b>▼児童育成手当変更届</b> <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	問合せ先 子育て応援課コールセンター (0570-08-8105)
<b>▼ひとり親家庭等医療費助成諸変更届</b> <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証 <input type="checkbox"/> 子ども医療証 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	期限 速やかに

## (6)児童手当・子ども医療費助成の対象児童の場合

児童手当については、対象児童全員が亡くなられた場合は消滅届、対象児童の人数が減った場合は額改定届が必要です。子ども医療費助成については消滅届が必要です。

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼児童手当消滅届</b> <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	受給者
<b>▼児童手当額改定届</b> <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	問合せ先 子育て応援課コールセンター (0570-08-8105)
<b>▼医療証等消滅届</b> <input type="checkbox"/> 対象児童の子ども医療証 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	期限 速やかに

MEMO

## (7)児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭等医療費助成の対象児童の場合

対象児童全員が亡くなられた場合は資格喪失届(消滅届)、対象児童の人数が減った場合は額改定届(減員届出書)が必要です。

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼児童扶養手当資格喪失届</b> <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	受給者
<b>▼児童育成手当受給事由消滅届</b> <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	問合せ先 子育て応援課コールセンター (0570-08-8105)
<b>▼ひとり親家庭等医療費助成消滅届</b> <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	期限 速やかに
<b>▼児童扶養手当額改定届</b> <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	
<b>▼児童育成手当額改定届</b> <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	
<b>▼ひとり親医療証減員届出書</b> <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証 <input type="checkbox"/> 受給者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等)	

MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

### 3-8. その他の手続き

#### (1) 所有する農地がある場合

手続き・必要なもの	届出人
相続により農地の権利を取得された方は手続きが必要です。	相続人
<b>▼農地法第3条の3の規定による届出書</b>	問合せ先
<input type="checkbox"/> 東京法務局発行の全部記載事項証明書(権利移転後のもの)の写し	相続した農地の所在地の農業委員会 府中市農業委員会 (042-335-4492) E-mail:nougyou@city.fuchu.tokyo.jp
	期限 おおむね権利の取得後10ヶ月以内

#### (2) 市営住宅・高齢者住宅にお住まいの場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>市営住宅</b>	親族
<b>▼明渡届(親族等による代理明渡)</b> (単身者の方が亡くなられた場合)	問合せ先
<b>▼入居承継承認申込書</b> (同居の親族がいる場合で、名義人が亡くなられた場合) ※必要書類について、事前にお問合せください。 ※状況によっては、継承ができない場合があります。	<b>市営住宅</b> 住宅課公営住宅係 (042-335-4457) E-mail : jutaku03@city.fuchu.tokyo.jp
<b>▼入居者変動状況報告書</b> (同居の親族がいる場合で、同居人が亡くなられた場合) ※必要書類について、事前にお問合せください。	<b>高齢者住宅</b> 高齢者支援課地域支援係 (042-335-4011) E-mail : koureい01@city.fuchu.tokyo.jp
<b>高齢者住宅</b>	期限
<b>▼明渡届(親族等による代理明渡)</b>	速やかに

#### (3) 都営住宅にお住まいの場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼住宅返還届(親族等による代理明渡)</b> (単身者の方が亡くなられた場合)	親族
<b>▼住宅使用承継申請書</b> (同居の親族がいる場合で、名義人が亡くなられた場合) ※必要書類について、事前にお問合せください。 ※状況によっては、継承ができない場合があります。	問合せ先
<b>▼住宅世帯員変更届</b> (同居の親族がいる場合で、同居人が亡くなられた場合) ※必要書類について、事前にお問合せください。	東京都住宅供給公社 お客様センター (0570-03-0071)
	期限 速やかに

## (4)生活保護受給者の場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼死亡事実の連絡</b> <input type="checkbox"/> 死亡届の写し	どなたでも
<b>▼葬祭扶助申請書</b> <input type="checkbox"/> 葬祭の執行が確認できる書類	問合せ先 生活福祉課生活保護担当 (042-335-4040、4141、4343) E-mail: engo01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限 速やかに

## (5)パートナーシップ宣誓をしている場合

手続き・必要なもの	届出人
<b>▼パートナーシップ宣誓書受領証の返還</b> パートナーシップ宣誓者の一方が死亡した場合に必要となる手続きです。 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証返還届 <input type="checkbox"/> 宣誓書受領証(2人分) ※郵送での返還も可能です。 送付先：多様性社会推進課多文化共生係 (〒183-0034 府中市住吉町1-84ステーザ府中河原4階)	宣誓者 問合せ先 多様性社会推進課多文化共生係 (042-335-4131) E-mail: tayosei01@city.fuchu.tokyo.jp 期限 速やかに

MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---